

確約書

株式会社レノバ（以下「甲」という。）及び東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、乙が甲より割当を受け取得する2024年4月17日割当予定の甲株式11,877,600株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 乙は、本件株式の割当を受ける日である2024年4月17日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、甲に書面により報告する。
- 2 甲は、乙が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、乙の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 乙は、甲が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 乙は、前条第1項に規定する期間において、甲から請求を受けた場合には、法令等に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に提示する。

第3条 乙は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して甲が負う義務を甲が履行するに当たり、甲が乙に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 乙は、甲が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、甲が正本を、乙がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

2024年4月17日

甲 東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社レノバ
代表取締役 木南 陽介



乙 東京都港区海岸1-5-20
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長 笹山 晋一



